

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の異同	「措置の内容」の異同	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	財務省	地域の活性化に資する取組に使用する国有地に係る国有財産特別措置法の弾力的運用		地方公共団体又は学校法人等の特定の法人が、国有財産を国有財産特別措置法第3条第1項各号に規定する用途の用に供する場合に、特種からその5割以内を減額した対価で譲渡し、又は賃し付けることができることとされている。 実態の運用については、国庫補助等が交付されるものを減額の対象としており、「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額減価又は減額貸付けをする場合の取組について(以下「取組」という。)」に基づき減額貸付けをする場合の取組について、「国有財産特別措置法第3条第1項第1号(住民に賃貸する目的で経営する住宅施設)」に該当する施設については、公営住宅法に基づき(公営住宅や住宅地区改良法に基づき改良住宅等としており、広島市寄居町住宅用地は、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づく国庫補助の対象施設等)について、同条項の規定に基づき減額貸付けしている。	「国有財産特別措置法(以下「法」という。)」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額減価又は減額貸付けをする場合の取組について(以下「取組」という。)」に基づき減額貸付けの対象となる建物用途について、単に「少子高齢化による地域活力の低下などに対応するため、地区住民と行政が協働して実施する活性化の取組において、法及び取組に示されていない建物用途に使用する場合でも、減額貸付けを可能とする。」	【効果】 地域の活性化は、地区住民等が主体となって取組を進めることとしており、借地料の減額による財政負担の軽減は、こうした取組の支援につながり、活性化の推進を図ることができる。 【地域の特性】 基幹住宅地区では少子高齢化の進展による地域活力の低下が著しく、住民と行政が協働して基幹住宅地区活性化計画(別添資料①)を策定するとともに地域再生計画の策定(平成28年7月国策(別添資料②))を受け、市営住宅や市営店舗(以下「市営住宅等」という)の空室を目的外使用し、多様な世帯や世代が混在するコミュニティを形成し、多世代間の交流促進を図るための若年世帯、子育て家族等の入居促進や地域のコミュニティ活動の担い手となる学生の入居、高齢者の介護等を支援するデイサービスセンターの導入など活性化に向けた取組を進めていることである。 【提案理由】 当住宅地区の市営住宅等は、国有地に整備されており、法第3条に基づき「住民に賃貸する目的で経営する住宅施設」として、その一部を除き借地料の減額適用を受けている。 活性化計画には、市営住宅等を目的外使用して活性化の取組(別添資料③)を進めるものもあるが、その建物用途が法第3条及び取組の対象とならないことから、借地料の減額を受けられない。 地域の活性化を進めるために、別紙の活性化の取組に市営住宅等を利用する場合においても、引き続き借地料の減額対象としていただきたい。	D	-	ご要望にある地区活性化の取組に市営住宅等を利用する場合は、公営住宅(市営住宅)の目的外使用として整理されているため、国有財産特別措置法第3条の施設には該当しない取扱いとしている。しかし、その一部は、地域再生法(平成17年法律第24号)に定める地域再生計画に基づき取組であること、また、地域再生計画認定申請マニュアル(各稿、平成26年4月内閣府地域活性化推進室)にも公営住宅における目的外使用承認の柔軟化のための特別の措置が盛り込まれているなど、一定の柔軟性が認められている。地方、減額貸付けの対象とすることについては、個別具体的に合理的な理由が認められれば、「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額減価又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」を遡って定める特例処理により、減額貸付けの適用が可能となる。 ご要望のあった、市営住宅を目的外使用する場合に現に減額貸付中の部分について引き続き減額貸付けの対象とするについては、地域再生法に基づく特例措置により目的外使用承認されたものについては、その具体的な用途、予定戸数等を踏まえ、特例処理による減額貸付けの個別承認の可否について再検討し、その理由について具体的に回答されたい。	減額に定めて特別処理による減額貸付けの個別承認について、提案書の要を踏まえ、個別承認の対象とするかどうかの可否について再検討し、その理由について具体的に回答されたい。	地域再生法に基づく特例措置により目的外使用承認されたものについては、国有地の減額貸付けの取扱いに関する遡って定める特例処理の存在に理解があるが、地方整備局長が承認する目的外使用についても個別承認の対象にさせていただきたい。 また、当住宅地区には、市営住宅と市営店舗があり、市営店舗の一部(改良店舗)についても減額貸付けの適用を受けているが、この店舗についても、地域再生計画に基づく取組として位置づけるか若しくは、地方整備局長が承認する目的外使用の場合にも、個別承認の対象にさせていただきたい。	D	-	市営住宅を目的外使用する場合に現に減額貸付中の部分について引き続き減額貸付けの対象とするについては、「各員住宅等の目的外使用に係る運用について」の改正について(平成21年3月31日付内閣官報第42号 国土交通省住宅局長通知)以下、「住宅局長通知」という。)に基づき市営住宅の目的外使用承認されるものについても、地域再生法に基づく特例措置により目的外使用承認されたものと併称し、その具体的な用途、予定戸数等を踏まえ、特例処理による減額貸付けの個別承認に向け、相手方と調整を進めていくこととした。 また、住宅局長通知に基づき、市営店舗の目的外使用承認の申請を今後検討されるものについては、住宅地区改良法を所管する国土交通省における検討状況を見極めつつ、その具体的な用途、規模を勘案のうえ、特例処理による減額貸付けの個別承認の可能性について検討することとした。	1 0 2 7 0 1 0	広島市	広島県	財務省